

EU、炭素税義務づけ検討

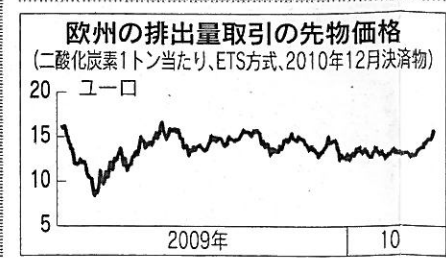
温暖化対策強化へ先手

【ブリュッセル＝瀨能繁】欧州連合(EU)の欧州委員会は地球温暖化対策を強化するため、加盟27カ国に炭素税(環境税)の導入を義務づける検討に入った。ガソリン、軽油、石炭などに課税し、化石燃料の消費を減らす狙い。EU域内の最低税率を定める案が有力。北欧を中心に導入済みだが、フランス、アイルランドなど新規導入国が相次ぎ、課税対象をEU全域に広げる環境が整いつつある。日本の環境税導入議論にも影響を与えそうだ。

中・東欧など対応焦点

EUはコペンハーゲンで開いた第15回国連気候変動枠組条約締結国会議(COP15)では主導権がとれなかった。ただ低炭素経済への早期移行は、技術革新を通じて域内の競争力底上げにつながる。2013年以降の温暖化ガス削減の国際枠組み(ポスト京都議定書)を視野に温暖化対策で先手を打つ。欧州委が検討しているのはエネルギー税指令(法律)の改正案。例えば、化石燃料への課税は広義の炭素税。だが、化石燃料の中でも燃焼時にCO₂を多く出す石炭などに大きな負担を求めるなど、炭素含有量に比例して課税する仕組みを狭義の炭素税とする見方もある。北欧やイタリアは狭義の炭素税、英独などは広義の炭素税と位置づけられる。

排出量価格内外で上昇



欧州の排出量取引の先物価格
(二酸化炭素1トン当たり、ETS方式、2010年12月決済物)
ユーロ

欧州先物、昨年末比25%高

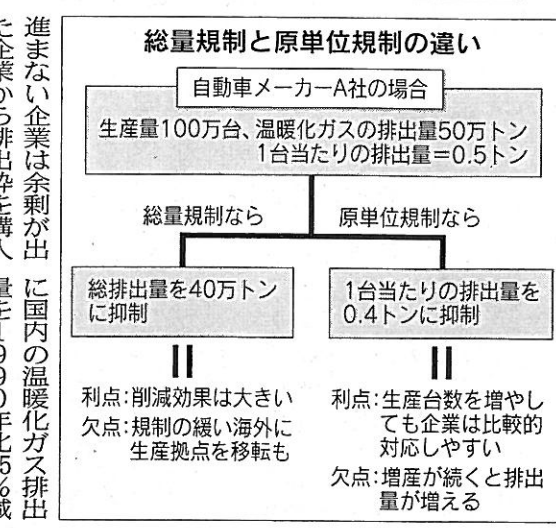
二酸化炭素(CO₂)の排出量取引の先物価格が内外で上昇している。国内価格も上昇基調を強めており、日本企業などの調達コストが今後膨らむ可能性がある。世界最大の温暖化ガス取引所である欧州気候取引所(ロンドン)では現在、欧州の排出量取引制度(EU ETS)に基づく10年12月決済の先物相場が1.15・59ユーロ。約7カ月

企業の温暖化対策 調達コスト増も

ぶりの高値となり、08年秋のリーマン・ショック前の高値まで、底値から半分ほど戻した。スポット取引の中心のブルーネクスツ取引所(パリ)では現在、現物価格が1.15・44ユーロ。年初に比べ27%上がり、09年5月以降の高水準だ。新興国の景気が好調なうえ、欧米でも鉱工業生産が上向いて温暖化ガスは増加傾向。金融機関や電力会社は将来の取引価格の増大を懸念している。

制度設計 政府内で綱引き

国内排出量取引



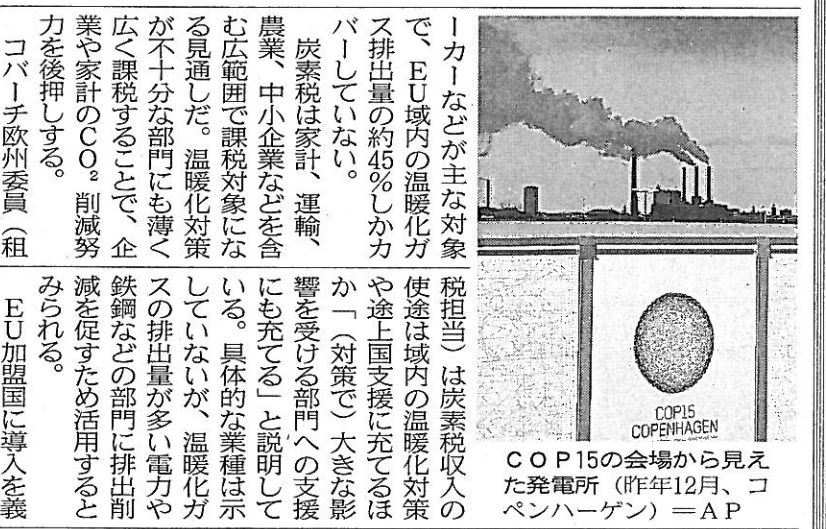
進まない企業は余剰が出た国内の温暖化ガス排出量を1990年比25%減らす目標達成に向けた決断と位置付ける。今国会政府は2020年まで

環境省 総排出量 国が上限 効率改善義務付け

【環境省】省が定める「1年以内をメドに成案を得る」と明記。早ければ来年の通常国会に閣議決定を提出する方針。だが政府に司令塔は不在で、環境、経産両省が別々に制度の検討に着手する。両省は「まず各省で案をまとめ、それから政府全体で議論すればよい」との考え。だが両省案には一長一短があり、一本化は難航しそうだ。環境省は23日、中央環境審議会(環境相の諮問機関)小委員会の初会合

を開く。有識者などの意見を聞いた上で今夏にも独自案をまとめ、政府内での調整に入る考え。同省が想定するのは、政府が国全体の総排出量の上限を決め、企業ごとに排出枠を割り当てる総量規制方式だ。総量規制方式を導入する方法は2つの案を軸に検討する。一つは、鉄鋼など同じ製品をつくる際に出る排出量に業界共通の基準を設け、それに企業ごとの生産量を掛けて排出枠を決定する方法。もう一つは、化学など製品が多様な業界を対象として、過去の排出実績に基づいて企業ごとに排出枠を割り当てる方法だ。

一方、経産省はエネルギーに基金を設け、海外から排出枠を取得し、不足分を補う構想を持つ。制度導入に向けた政府内の議論にはもともと、理念先行との指摘がある。実際に制度を活用する産業界との具体的な調整が手つかずのまま。鉄鋼業界には「強引に導入するならば、排出制限のない海外に生産拠点を移す」との強硬意見もある。温暖化ガス削減には官民一体の取り組みが不可欠。政府内の動きがバラバラなようでは、排出量取引の導入も、25%削減目標の実現もおぼつかない。



「カーなどが主な対象で、EU域内の温暖化ガス排出量の約45%しかカバーしていない。炭素税は家計、運輸、農業、中小企業などを含む広範囲で課税対象になる見通しだ。温暖化対策が不十分な部門にも薄く広く課税することで、企業や家計のCO₂削減努力を後押しする。コパーチ欧州委員(租税担当)は炭素税収入の使途は域内の温暖化対策や途上国支援に充てるほか、「(対策で)大きな影響を受ける部門への支援にも充てる」と説明している。具体的な業種は示していないが、温暖化ガスの排出量が多い電力や鉄鋼などの部門に排出削減を促すため活用すると思われる。EU加盟国に導入を義務づけ、最低税率を定めるのは付加価値税(VAT)と同じ方式。ただ、法案は加盟国の全会一致の承認が必要だ。課税自主権を主張する英国、石炭火力発電の比率の高いポーランドなど中・東欧の対応が焦点となる。欧州委の動きとは別に、EU加盟国内では、炭素税を新規導入する国が相次いでいる。フランスは7月1日の炭素税導入をめざす。発電所や製油所などを課税対象から除外した当初案は憲法評議会で違憲と判断されたため、課税ベースを広げたとうえでCO₂1.1あたりに17ユーロを課税する案に修正する見通しだ。

アイルランドは10年予算で1.1あたり15ユーロを課税する炭素税導入を盛り込んだ。ベルギーも早ければ12年からの導入に向けた検討に着手しており、「所得課税からエネルギー課税への流れをつくりたい」と(報道官)と述べている。

EUはCO₂などの温暖化ガス排出量を20年までに1990年比で20%削減するとともに、風力や太陽光などの再生可能エネルギーの割合を20%まで引き上げる方針だ。EU全域で炭素税を導入できれば、排出量取引と併せて経済的手法を活用して温暖化ガスを減らす対策がとれる。